

志賀原子力発電所2号機について 新規規制基準への適合性確認に かかわる申請を行いました

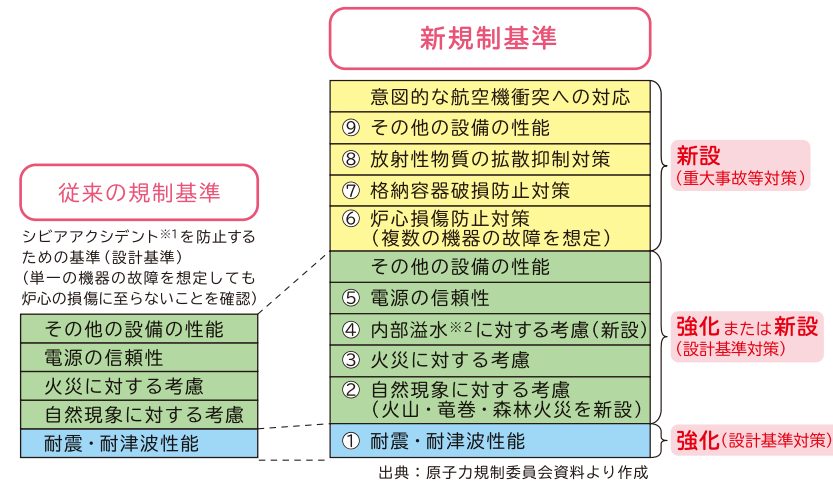
当社は、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を受け、「電源確保」および「冷却機能の確保」、「発電所敷地内への浸水防止」などの観点から、志賀原子力発電所における津波などに対する「安全強化策」を平成25年9月までにほぼ完了しました。

また、平成25年6月以降、新規規制基準も踏まえた志賀原子力発電所2号機の「安全性向上施策」の工事を実施しています。

平成26年8月12日、志賀原子力発電所2号機における新規規制基準への適合性確認にかかわる申請を原子力規制委員会に行いましたのでお知らせいたします。

新規規制基準の概要

【従来の基準と新規規制基準との比較】



東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故などを踏まえ、原子力発電所の規制基準が見直され、「新規規制基準」として平成25年7月に施行されました。新規規制基準では、地震・津波などに対する基準を強化したほか、火山や竜巻などの自然災害に対する対策を求めるなど、これまでの基準（「設計基準」）を大幅に強化しています。

また、これまで原子力事業者が自主的に実施してきた「シビアアクシデント※1対策」が「重大事故等対策」として新規規制基準に盛り込まれ、新たに規制対象になりました。

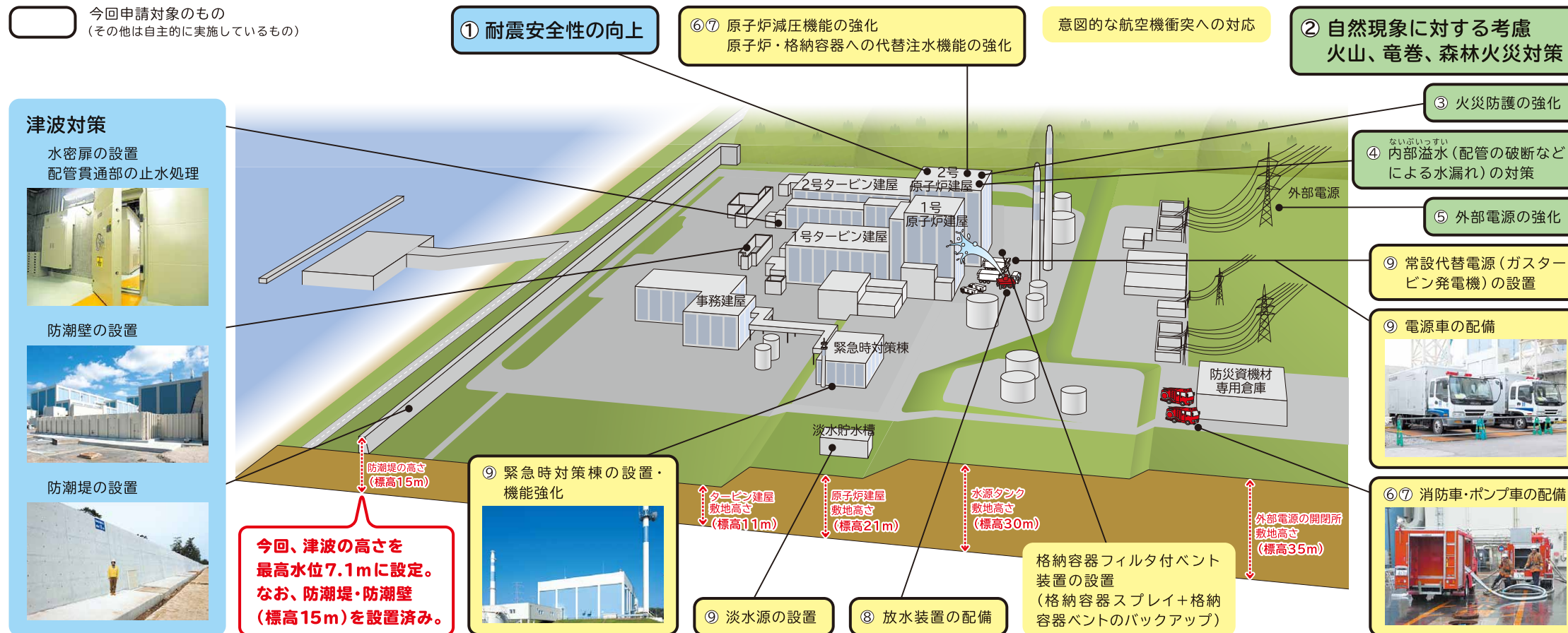
新設の発電所だけでなく、既設の発電所もこの新規規制基準に適合することが求められています。

※1 シビアアクシデント：重大事故（炉心の著しい損傷または使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷）に至るおそれがある事故または重大事故
※2 内部溢水（ないぶいっすい）：配管の破断などによる水漏れ

新規規制基準などを踏まえた安全対策の概要（イメージ）

* 概要図の番号は新規規制基準の項目に対応した安全対策です。

今回申請対象のもの
（その他は自主的に実施しているもの）



① 耐震性能の向上

新規規制基準 活断層の評価基準を明示するとともに、最新の科学的知見を反映した「基準地震動」（発電所の設計の前提となる地震の揺れ）の策定を要求

当社の対応
・敷地内シームは「将来活動する可能性のある断層等」ではないことを確認し国へ報告
・「福浦断層による地震」および「北海道留萌支庁南部地震（2004年）」を考慮

従来 基準地震動 600ガル※
「福浦断層」などを基準地震動の策定に反映
今回申請 基準地震動を1,000ガルに引き上げ
※ガルは地震の揺れの強さを表す単位

志賀原子力発電所の自主的・継続的な安全性向上に努めています

志賀原子力発電所では、「自主的・継続的な安全性向上に向けた取り組み」を作成し、緊急時対応能力の向上や人材育成、リスク管理の徹底、各種訓練の実施などソフト面における自主的・継続的な安全性向上に努めています。

実施年度	実施回数
平成23年度	259回
平成24年度	487回
平成25年度	488回
合計	1,234回

緊急時対策棟での訓練

今後とも原子力規制委員会による審査に適切に対応してまいります。また志賀原子力発電所の安全性をより一層高める対策に継続的に取り組んでまいります。

詳細については当社ホームページに掲載しております。 <http://www.rikuden.co.jp/>